

別紙 2-1-17 各条における申請対象設備  
(20条：廃棄施設)

## 目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証
5. 設計中の設備の検証

添付 1 : 申請対象設備リスト (20条 : 廃棄施設)

添付 2 : 別紙 2 (20条 : 廃棄施設)

## 1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

## 2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を添付2に示す。

## 3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

上記の系統として機能、性能を達成するものに対して、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出する方法として、設備構成情報等を示す設計図書に対する色塗りを行う。

系統図の色塗りにて確認する設備は以下の通り。

### 【系統として機能、性能を達成するもの】

- ① 建屋排気設備
- ② 工程室排気設備
- ③ グローブボックス排気設備
- ④ 低レベル廃液処理設備
- ⑤ 海洋放出管理系

設計情報（設備構成情報等を示す設計図書）として、エンジニアリングフローダイアグラム、計装ループブロック図、構造図、系統図等を対象とする。

抽出された機器等が、基本設計方針の要求事項を達成するために必要十分であることを、抽出された機器等と別紙2の機能要求②に該当する基本設計方針との比較により確認する。

また、設計図書に対する色塗りによって抽出された機器等を「設備の抽出」で作成した設工認申請対象設備リストに反映する。

抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「系統として機能、性能を達成する設備」にて示す。

#### 4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、加工規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

#### 5. 設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(20条：廃棄施設)

申請対象設備リスト

「番号」については、他条文等の整理を踏まえ、申請対象設備リスト完本時に通し番号を設定することとする。

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ダクト	主配管（常設）（建屋排気系）	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-11 20条-18	系統_建屋排気設備_配管_1	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C1区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-11 20条-18	系統_建屋排気設備_機器_4 ～ 系統_建屋排気設備_機器_6	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気フィルタユニット	C2区域用建屋排気フィルタユニット	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-11 20条-18	系統_建屋排気設備_機器_7 ～ 系統_建屋排気設備_機器_29	別紙2-2-3	燃料加工建屋	23	2	新設	非安重	—	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	建屋排気設備	—	—	建屋排気ファン	建屋排気ファン	ファン	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_建屋排気設備_機器_1 系統_建屋排気設備_機器_2 系統_建屋排気設備_機器_3	別紙2-2-3	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ダクト	主ダクト（常設）（工程室排気系）	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-12 20条-18	系統_工程室排気設備_配管_1 ～ 系統_工程室排気設備_配管_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気フィルタユニット	工程室排気フィルタユニット	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-12 20条-18	系統_工程室排気設備_機器_3 ～ 系統_工程室排気設備_機器_13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ファン	工程室排気ファン	ファン	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_工程室排気設備_機器_1 系統_工程室排気設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	工程室排気設備	—	—	工程室排気ファン入口手動ダンパ	工程室排気ファン入口手動ダンパ	—	20条-2 20条-7 20条-13 20条-18	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	—	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主ダクト（常設）（グローブボックス排気系）	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_グローブボックス排気設備_配管_1 ～ 系統_グローブボックス排気設備_配管_79	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—
放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-7 20条-9 20条-18	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）（系統）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	162	2	新設	安重/非安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—

申請対象設備リスト

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—															—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-14 20条-18	抽出リスト参照（グローブボックス排気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	235	2	新設	安重/非安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-14 20条-18	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_グローブボックス排気設備_機器_407 系統_グローブボックス排気設備_機器_408	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	グローブボックス排気設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	20条-2 20条-7 20条-15 20条-18	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	給気設備	—	—	給気設備	給気設備	—	20条-2 20条-7 20条-16	—	—	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ダクト	主ダクト（窒素循環系）	主配管	20条-2 20条-7 20条-17	系統_窒素循環設備_配管_1 ～ 系統_窒素循環設備_配管_7	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環ファン	窒素循環ファン	ファン	20条-2 20条-7 20条-17	系統_窒素循環設備_機器_1 系統_窒素循環設備_機器_2	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	窒素循環設備	—	—	窒素循環冷却機	窒素循環冷却機	機械装置	20条-2 20条-7 20条-17	系統_窒素循環設備_機器_3 系統_窒素循環設備_機器_4	別紙2-2-3	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	設計基準対象の施設	排気筒	—	—	排気筒	排気筒	—	20条-2 20条-7 20条-10 20条-11 20条-12 20条-14 20条-18 20条-19	—	—	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	常設	主：排気筒 従：重大事故等対処設備 放射線監視設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主ダクト（常設）（外部放出抑制系（グローブボックス））	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_グローブボックス排気設備_配管_4, 5, 9, 31, 33, 35, 37	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-7 20条-9 20条-18	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重/非安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-14 20条-18	抽出リスト参照（外部放出抑制設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 従：代替グローブボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-14 20条-18	系統_グローブボックス排気設備_機器_398 ～ 系統_グローブボックス排気設備_機器_406	別紙2-2-3	燃料加工建屋	9	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等対処施設	外部放出抑制設備	—	—	工程室排気ダクト	主ダクト（常設）（外部放出抑制系（工程室））	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-12 20条-18	系統_工程室排気設備_配管_10 系統_工程室排気設備_配管_12	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—



申請対象設備リスト

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	外部放出抑 制設備	—															
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	外部放出抑 制設備	—	—	—	—	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-12 20条-18	系統_工程室排気設備_機器 _3 ~ 系統_工程室排気設備_機器 _13	別紙2-2-3	燃料加工建屋	11	2	新設	安重	常設	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	外部放出抑 制設備	—	—	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	グローブボックス排風機入口手動ダンパ	—	20条-2 20条-7 20条-15 20条-18	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	外部放出抑 制設備	—	—	工程室排風機入口手動ダンパ	工程室排風機入口手動ダンパ	—	20条-2 20条-7 20条-13 20条-18	—	—	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	常設	主：工程室排気設備 従：外部放出抑制設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	代替グロー ブボックス 排気設備	—	—	グローブボックス排気ダクト	主ダクト（常設）（代替グローブボックス 排気系）	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-7 20条-10 20条-18	系統_グローブボックス排気 設備_配管_4, 9, 31, 33, 35, 37, 80	別紙2-2-3	燃料加工建屋	1式	2	新設	安重/非安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 代替グローブ ボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	代替グロー ブボックス 排気設備	—	—	グローブボックス給気フィルタ	グローブボックス給気フィルタ	フィルタ	20条-2 20条-7 20条-9 20条-18	抽出リスト参照（代替GB排 気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	8	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 代替グローブ ボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	気体廃棄物の廃棄設備	重大事故等 対処施設	代替グロー ブボックス 排気設備	—	—	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	フィルタ	20条-1 20条-2 20条-3 20条-5 20条-7 20条-8 20条-9 20条-10 20条-14 20条-18	抽出リスト参照（代替GB排 気設備）	別紙2-2-3	燃料加工建屋	16	2	新設	安重	常設	主：グローブボックス排気設備 従：外部放出抑制設備 代替グローブ ボックス排気設備	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_1	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	検査槽	イオン系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_2	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_3	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	検査槽	固体系廃液検査槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_4	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	ろ過処理オープンポートボックス	ろ過処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	単体_低レベル廃液処理設備 _1	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_10	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃 液処理設備	—	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理前槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備 _機器_11	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—



申請対象設備リスト

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	第1ろ過処理装置	ろ過装置	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_12	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	第2ろ過処理装置	ろ過装置	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_13	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	精密ろ過装置	ろ過装置	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_14	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	限外ろ過装置	ろ過装置	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_15	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_16	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	ろ過処理装置	ろ過処理後槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_17	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理オープンポートボックス	吸着処理オープンポートボックス	核物質等取扱ボックス	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	単体_低レベル廃液処理設備_2	別紙2-3(5)	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_5	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理前槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理塔	ろ過装置	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_7	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_8	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	吸着処理装置	吸着処理後槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_9	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽	容器	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_18	別紙2-2-1	燃料加工建屋	3	2	新設	非安重	—	—	—

申請対象設備リスト

番号	施設区分		設備区分				機器（許可）	機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	別紙番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)	
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—															—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	廃液貯槽	廃液貯槽ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_機器_19	別紙2-2-1	燃料加工建屋	2	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	—	—	—	低レベル廃液処理設備	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	20条-1 20条-2 20条-4 20条-5 20条-20 20条-21 20条-23 20条-24	系統_低レベル廃液処理設備_配管_1 ～ 系統_低レベル廃液処理設備_配管_6	別紙2-2-1	燃料加工建屋	1式	2	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	—(廃油保管室の廃油保管エリア)	—	—	—	—(廃油保管エリア)	—(廃油保管室の廃油保管エリア)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-1 20条-2 20条-5 20条-20 20条-25	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	放出前貯槽	—	—	第1放出前貯槽	第1放出前貯槽	容器	20条-1 20条-2 20条-5 20条-20 20条-22 20条-23 20条-26 20条-27	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	4	4	新設	非安重	—	—	再処理(MOX従)
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	第1海洋放出ポンプ	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	20条-1 20条-2 20条-5 20条-20 20条-22 20条-23 20条-26 20条-27	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	低レベル廃液処理建屋	2	4	新設	非安重	—	—	再処理(MOX従)
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	液体廃棄物の廃棄設備	海洋放出管理系	—	—	—	海洋放出管	海洋放出管	主配管	20条-1 20条-2 20条-5 20条-20 20条-22 20条-23 20条-26 20条-27	今後実施（設計中）	別紙2-4(2)④	屋外	1式	4	新設	非安重	—	—	再処理(MOX従)
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	—廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	—廃棄物保管エリア(廃棄物保管第1室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-6 20条-28 20条-29 20条-30 20条-31	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物保管設備	—	—	—	—廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	—廃棄物保管エリア(廃棄物保管第2室)	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-6 20条-28 20条-29 20条-30 20条-31	—	—	燃料加工建屋	—	4	新設	非安重	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	—	固体廃棄物の廃棄設備	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	—	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵系	第2低レベル廃棄物貯蔵系	建物・構築物（保管・廃棄エリア）	20条-6 20条-28 20条-29 20条-30 20条-31	—	—	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	—	4	新設	非安重	—	—	再処理(MOX従)

添付 2

別紙 2 (20条：廃棄施設)





項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備 の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の容量、 設置場所)	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3 固体廃棄物の廃棄設備】 【3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄】 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄の年間発生量に関する考え方を示す。 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法(固縛等)の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて、場所を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グループボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。換気設備における負圧配管、排気流量等の設計方針については、第2章個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	設置要求 機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備 窒素循環設備 排気筒	設計方針(系統構成)	V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グループボックス排気設備 ・窒素循環設備 ・排気筒	【V-2-3 系統図】 ・気体廃棄物の廃棄設備の系統構成について説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備 窒素循環設備 給気設備 排気筒	-	-	V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グループボックス排気設備 ・窒素循環設備 ・排気筒	【V-2-3 系統図】 ・気体廃棄物の廃棄設備の系統構成について説明する。
8	気体廃棄物の廃棄設備のうち、建屋排気設備、工程室排気設備及びグループボックス排気設備の排気側には、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下、「核燃料物質等」という。)を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数設け、核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(系統構成)	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.2 高性能エアフィルタ (1)捕集効率及び段数 (2)構造	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.2(1) 高性能エアフィルタの捕集効率及び段数】 ・高性能エアフィルタの捕集効率、設置する段数の考え方について、説明する。 【3.1.2(2) 高性能エアフィルタの構造】 ・箱型高性能フィルタ等の保守性について、説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気フィルタユニット グループボックス排気フィルタ	(フィルタ) ・効率	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.2 高性能エアフィルタ (1)捕集効率及び段数 (2)構造	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.2(1) 高性能エアフィルタの捕集効率及び段数】 ・高性能エアフィルタの捕集効率、設置する段数の考え方について、説明する。 【3.1.2(2) 高性能エアフィルタの構造】 ・排気ダクトと高性能エアフィルタの接続部は容易に交換できる構造であることについて説明する。	
9	また、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタについては、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守性を考慮した構造とすることにより、取替えが容易な設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備	設計方針(試験・検査性)	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.2 高性能エアフィルタ (1)捕集効率及び段数 (2)構造	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.2(1) 高性能エアフィルタの捕集効率及び段数】 ・高性能エアフィルタの捕集効率、設置する段数の考え方について、説明する。 【3.1.2(2) 高性能エアフィルタの構造】 ・箱型高性能フィルタ等の保守性について、説明する。	-	-	-	-	○	-	建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気フィルタユニット グループボックス給気フィルタ グループボックス排気フィルタ	-	-	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.2 高性能エアフィルタ (1)捕集効率及び段数 (2)構造	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.2(1) 高性能エアフィルタの捕集効率及び段数】 ・高性能エアフィルタの捕集効率、設置する段数の考え方について、説明する。 【3.1.2(2) 高性能エアフィルタの構造】 ・排気ダクトと高性能エアフィルタの接続部は容易に交換できる構造であることについて説明する。
10	管理区域からの排気は、放射性物質の放射能レベル、排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	建屋排気設備 工程室排気設備 グループボックス排気設備 排気筒 放射線監視設備	設計方針(系統構成)	V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グループボックス排気設備 ・排気筒 V-1-4 放射線管理施設に関する説明書 ・放射線監視設備	【V-2-3 系統図】 ・管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計であることについて説明する。 【V-1-4 放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは、排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。	-	-	-	-	○	-	主ダクト 建屋排気フィルタユニット 工程室排気フィルタユニット グループボックス排気フィルタユニット グループボックス排気フィルタ 排気筒 【機能要求②】 建屋排風機 工程室排風機 グループボックス排風機	(ファン) ・容量 ・原動機	V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グループボックス排気設備 ・排気筒	【V-2-3 系統図】 ・管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計であることについて説明する。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	-	<p>廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)</p> <p>再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵 建物の低レベル固体廃棄物貯蔵設備 の第2低レベル廃棄物貯蔵系</p> <p>(保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法</p>	<p>V-1-3 廃棄施設に関する説明書</p> <p>3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態</p>	<p>【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】</p> <p>【3.3 固体廃棄物の廃棄設備】 【3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄】</p> <p>(1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて、場所を示す。</p>
7	5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、真空循環設備及び排気筒で構成する。換気設備における負圧配分、排気流量等の設計方針については、第2章個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	気体廃棄物の廃棄設備のうち、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下、「核燃料物質等」という。）を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数段設け、核燃料物質等を除去する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	また、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタについては、取替えに必要な空間を設けるとともに、保守性を考慮した構造とすることにより、取替えが容易な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	管理区域からの排気は、放射性物質の放射能レベル、排気流量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	-	排気モニタ	-	<p>V-1-4 放射線管理施設に関する説明書 ・放射線監視設備</p>	<p>【V-1-4 放射線管理施設に関する説明書】 ・管理区域からの排気中における放射性物質の放射能レベルは、排気モニタにより監視する設計であることについて説明する。</p>	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
11	5.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 排気筒	設計方針（系統構成）	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 (2)気体廃棄物の放出量 (3)放出管理と測定監視	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.1(1)気体廃棄物の処理方法】 ○気体廃棄物の処理方法に係る以下の設計方針について、説明する。 ・管理区域からの排気中に含まれる放射性物質は、高性能エアフィルタを用いて除去する設計とする。 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出する設計とする。	○									V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 気体廃棄物の廃棄設備 3.1.1 気体廃棄物の処理 (1)処理方法 (2)気体廃棄物の放出量 (3)放出管理と測定監視	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.1 気体廃棄物の廃棄設備】 【3.1.1(1)気体廃棄物の処理方法】 ○気体廃棄物の処理方法に係る以下の設計方針について、説明する。 ・管理区域からの排気中に含まれる放射性物質は、高性能エアフィルタを用いて除去する設計とする。 ・管理区域からの排気は、排気筒の排気口から放出する設計とする。	
12	5.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備 排気筒	設計方針（系統構成）	V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・グローブボックス排気設備 ・窒素循環設備 ・排気筒	【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ○気体廃棄物の放出量に係る以下の設計方針について、説明する。 ・排気中の放射性物質の濃度は「質量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下であること及び放射性物質の放出量が年間放出量を下回っていることを確認する。 ・周辺監視区域境界付近において、空間放射線率、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視又は定期的に測定する。	○									V-2-3 系統図 ・建屋排気設備 ・工程室排気設備 ・窒素循環設備 ・排気筒	【3.1.1(2)気体廃棄物の放出量】 ○気体廃棄物の放出量に係る以下の設計方針について、説明する。 ・排気中の放射性物質の濃度は「質量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下であること及び放射性物質の放出量が年間放出量を下回っていることを確認する。 ・周辺監視区域境界付近において、空間放射線率、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視又は定期的に測定する。	
13	工程室排気設備には、工程室排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	工程室排気設備	設計方針（系統構成）		【3.1.1(3)気体廃棄物の放出管理と測定監視】 ○気体廃棄物の放出管理及び測定監視に係る以下の設計方針について、説明する。 ・排気中の放射性物質の濃度は「質量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下であること及び放射性物質の放出量が年間放出量を下回っていることを確認する。 ・周辺監視区域境界付近において、空間放射線率、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視又は定期的に測定する。	○										【3.1.1(3)気体廃棄物の放出管理と測定監視】 ○気体廃棄物の放出管理及び測定監視に係る以下の設計方針について、説明する。 ・排気中の放射性物質の濃度は「質量告示」に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下であること及び放射性物質の放出量が年間放出量を下回っていることを確認する。 ・周辺監視区域境界付近において、空間放射線率、空間放射線量及び空気中の放射性物質の濃度を監視又は定期的に測定する。	
14	5.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針（系統構成）		【V-2-3 系統図】 ○気体廃棄物の廃棄設備の系統構成に係る以下の設計方針について、説明する。 ・建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 ・グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 ・窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。 ・排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とする。 ・排気筒は、燃料加工建屋の北東に位置する設計とする。	○											【V-2-3 系統図】 ○気体廃棄物の廃棄設備の系統構成に係る以下の設計方針について、説明する。 ・建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程室外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 ・工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 ・グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。 ・窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。 ・排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とする。 ・排気筒は、燃料加工建屋の北東に位置する設計とする。
15	グローブボックス排気設備には、グローブボックス排風機入口手動ダンパを2基設置する設計とする。	機能要求①	グローブボックス排気設備	設計方針（系統構成）			○											
16	5.1.1.4 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	機能要求①	給気設備	設計方針（系統構成）			○											
17	5.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。	機能要求①	窒素循環設備	設計方針（系統構成）			○											
18	5.1.1.6 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、1基設置する設計とする。	機能要求①	建屋排気設備 工程室排気設備 グローブボックス排気設備 排気筒	設計方針（系統構成）			○											
19	排気筒は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さが約20m（標高約75m）となる設計とする。	設置要求	排気筒	設計方針（構造）			○											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	5.1.1.1 建屋排気設備 建屋排気設備は、燃料加工建屋管理区域のうち工程外の室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	5.1.1.2 工程室排気設備 工程室排気設備は、工程室の負圧維持及び排気中に含まれる放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	工程室排気設備には、工程室排風機入口手動ダンバを2基設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	5.1.1.3 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備は、グローブボックス等の負圧維持並びにオープンポートボックス及びフードの閉じ込めを維持するとともに排気中の放射性物質の除去を行い、排気筒の排気口から外部へ放出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	グローブボックス排気設備には、グローブボックス排風機入口手動ダンバを2基設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	5.1.1.4 給気設備 給気設備は、燃料加工建屋屋上の外気取入口から外気を取り入れ、取り入れた空気中の塵埃を給気フィルタユニットによって除去した後、必要に応じて温度又は湿度を調整した後、燃料加工建屋の管理区域に供給する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	5.1.1.5 窒素循環設備 窒素循環設備は、窒素ガス設備から供給された窒素ガスを窒素循環冷却機で冷却し、窒素循環ファン及び窒素循環ダクトで窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）内を循環させる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5.1.1.6 排気筒 排気筒は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備で処理した放射性気体廃棄物を放出する設計とし、1基設置する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	排気口は、燃料加工建屋の北東に位置し、その地上高さが約20m（標高約75m）となる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
20	5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア 海洋放出管理系	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容量及び保管廃棄の状態	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.2(1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容量及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。
21	液体廃棄物の廃棄設備のうち、低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じて過等の処理を行い放射性物質の濃度が微量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 低レベル廃液処理設備 (1) 処理方法	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1) 処理方法】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。
23	なお、液体廃棄物の廃棄設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 低レベル廃液処理設備 (1) 処理方法	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1) 処理方法】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。AF28
24	5.1.2.1 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンポットボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。 低レベル廃液処理設備は、分析設備の分析液処理装置から発生する廃液、試験調整器具の洗浄水等及び放出管理分析設備から発生する廃液並びに管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して、それぞれ低レベル廃液処理設備の検査槽に受け入れ、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液貯槽に送液する設計とする。 廃液貯槽で受け入れた廃液は、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が微量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	5.1.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア 廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼働に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒（以下「油類」という。）のうち、管理区域内で発生する再利用並びに固型化処理しない油類を、ドラム缶又は金属製容器に封入し、油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃油保管室の廃油保管エリア	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.2 廃油保管室の廃油保管エリア (1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 油類廃棄物の封入容量及び保管廃棄の状態	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.2(1) 油類廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量】 ・想定される油類廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 【3.2.2(2) 油類廃棄物の封入容量及び保管廃棄の状態】 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃油保管エリアについて、場所を示す。
26	5.1.2.3 海洋放出管理系 海洋放出管理系は、MOX燃料加工施設の排水口から排出した排水を再処理施設第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.2 液体廃棄物の廃棄設備 3.2.1 低レベル廃液処理設備 (1) 処理方法	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.2 液体廃棄物の廃棄設備】 【3.2.1(1) 処理方法】 ・海洋放出管理系について、排水口から排出した排水を第1放出前貯槽及び第1海洋放出口から海洋へ放出するための処理方法について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5放射性廃棄物の廃棄施設】 ○共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
28	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 MOX燃料加工施設で発生する放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体（固型化処理した油類を含む。）であり、分別等を行った後、ドラム缶又は金属製角型容器に封入し、廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアで保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で保管廃棄する。	運用要求	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)  再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系	基本方針 (保管廃棄施設の容量、設置場所)	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3 固体廃棄物の廃棄設備】 【3.3.1放射性固体廃棄物の保管廃棄】 (1)固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 (2)固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて、場所を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
29	固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	管理区域内で発生する再利用しない油類については、吸着剤により固型化処理し、ドラム缶又は金属製角型容器に封入後、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。 放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合において、雑固体を容器に封入するときは、ドラム缶又は金属製角型容器は、次に掲げる基準に適合する設計とする。 (1)ドラム缶又は金属製角型容器は、水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2)ドラム缶又は金属製角型容器は、亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3)ドラム缶又は金属製角型容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。 放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定めて、適切に管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
27	海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	○	-	海洋放出管理系	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設】 ○ 共用 ・海洋放出管理系のうち、MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用するが、海洋放出管理系からの逆流を防止する設計とすることから、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
28	5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 MOX燃料加工施設で発生する放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性の雑固体（固型処理した油類を含む。）であり、分別等を行った後、ドラム缶又は金属製角型容器に封入し、廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリアで保管廃棄するか、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル固体廃棄物貯蔵系で保管廃棄する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	廃棄物保管設備 (廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア) 再処理施設の第2低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル固体廃棄物貯蔵系	-	V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 3.3 固体廃棄物の廃棄設備 3.3.1 固体廃棄物の保管廃棄 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 (2) 固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態	【V-1-3 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】 【3.3 固体廃棄物の廃棄設備】 【3.3.1 固体廃棄物の保管廃棄】 (1) 固体廃棄物の年間発生量及び保管廃棄容量 ・想定される固体廃棄物の年間発生量に関する考え方を示す。 (2) 固体廃棄物の封入容器及び保管廃棄物の状態 ・保管廃棄に係る保管方法（固縛等）の措置について説明する。 ・廃棄物保管エリアについて、場所を示す。
29	固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	○	-	(保管・廃棄エリア) ・容量 ・主要寸法	-	-	-
30	管理区域内で発生する再利用しない油類については、吸着剤により固型化処理し、ドラム缶又は金属製角型容器に封入後、放射性固体廃棄物として保管廃棄する。 放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合において、雑固体を容器に封入するときは、ドラム缶又は金属製角型容器は、次に掲げる基準に適合する設計とする。 (1) ドラム缶又は金属製角型容器は、水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造とする設計とする。 (2) ドラム缶又は金属製角型容器は、亀裂又は破損が生じるおそれがない構造とする設計とする。 (3) ドラム缶又は金属製角型容器の蓋が容易に外れないように固定可能な設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
31	MOX燃料加工施設から発生する雑固体（固型化処理した油類を含む。）は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。 放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定し、保安規定に定めて、適切に管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-

凡例  
 ・「説明対象」について  
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
 -：当該申請回次で記載しない項目